

熊本市内宿泊教育旅行バス助成制度要項を廃止する要項

一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会

制定 令和5年3月24日 代表理事決裁

熊本市内宿泊教育旅行バス助成制度要項（令和元年4月1日制定）は廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要項は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに熊本市内宿泊教育旅行バス助成を申請した者に対する助成については、なお従前の例による。